

横浜市まちなかウォークブル推進事業補助金交付要綱

制 定 令和 8 年 9 月 1 日 都関第489号（副市長決裁）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 2 項第 5 号に規定する滞在快適性等向上区域において、公共空間を活用したにぎわい創出や回遊性の向上を目指すエリア価値向上整備事業（社会実験等）を実施する者に対し、市がこれに要する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付にあたっては、次に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。

- （1） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- （2） 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）
- （3） 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日国官会第 2317 号通知）
- （4） 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、補助金規則の例による。

- （1） エリア価値向上整備事業

滞在快適性等向上区域において、公共空間の利活用その他の取組により、にぎわいの創出、回遊性の向上その他のエリア価値の向上に資する事業その他これに準ずる取組をいう。

- （2） 公共空間

道路、公園、広場その他これらに類する空間をいう。

- （3） 社会実験等

公共空間の利活用のあり方を検証するため公共空間を含めた区域で試行的に実施する事業をいう。

第 2 章 補助要件等

（補助対象地区）

第 3 条 補助の対象地区は、別図に定める滞在快適性等向上区域とする。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 2 以上の個人、又は民間事業者等により構成されていること。

- (2) 次条に規定する補助対象事業を主体的に実施することができ、継続的な利活用を見据えた実施体制を有すること。
- (3) 補助対象地区内の地権者（所有権その他これに準ずる権利を有する者）が含まれていること。
- (4) 補助対象地区内において、イベント等の取組実績があること。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大規模拠点開発や周辺基盤整備に係る公共空間を活用し、にぎわい創出や回遊性の向上を図りエリア価値の向上に資するものであること。
- (2) 対象地区内の滞在快適性等向上に資する空間的又は運営的な一体性を有する利活用であること。
- (3) 継続的な取組又は将来的なエリアマネジメントへの展開が見込まれるものであること。
- (4) 関係する地権者、事業者等との連携が図られていること。

2 補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 国、県又は市が行う他の補助制度による支援を適用している事業
- (4) その他補助金の交付目的に則して適当でないと市長が認める事業

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号の経費の合計額（収入（協賛金、売上金その他当該事業により得られる収入をいう。）がある場合は、当該合計額から当該収入の額を控除した額）とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は対象外とする。

- (1) 会場設営費
- (2) 広告宣伝費
- (3) 業務委託料
- (4) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において市長が別に定める額を上限とする。

3 前項の上限額は、年度ごとに市長が別に定めるものとする。

第3章 事務手続

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金規則第5条第1項の規定により補助金交付申請書（様式第1号）を市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金規則第5条第2項の規定により、前項の申請書に添付する書類は次の各号に掲げるものとする。

る。

- (1) 事業計画書（様式第 1－1 号）
- (2) 収支予算書（様式第 1－2 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 申請書及び添付書類の提出は、紙又は電子メールによるものとする。

（入札又は見積の徴収）

第 9 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業に係る業務の委託等を行う場合は、入札を行い又は 2 者以上の事業者から見積書の徴収を行わなければならない。

2 補助対象事業に係る業務の請負金額、委託額が 100 万円以上である場合は、市内事業者（横浜市契約規則（昭和 9 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。）から前項の入札又は見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第 10 条 市長は、第 8 条の規定による書類の申請を受けたときは、第 4 項に規定する基準に基づき内容を審査して交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）（以下「決定通知書」という。）又は補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）を交付するものとする。

2 前項の交付決定においては、補助金の額（以下「交付決定額」という。）を定めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、交付の決定にあたって必要な限度において条件を付けることができる。

4 審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の趣旨を理解した上で、事業の計画が具体的であること。
- (2) 対象地区のにぎわい創出やまちなかの回遊性向上に資するものであること。
- (3) 実現可能な方法、計画及び予算で立案されていること。
- (4) 関係権利者との調整が十分に行われていること。
- (5) 効果が一過性のものではなく、将来的なエリア価値の向上に資する取組として継続的な実施の見込みがあること。
- (6) 事業（社会実験等）を実施する空間の将来的な活用方針との整合が図られていること。

（交付決定後の変更申請及び承認通知）

第 11 条 決定通知書を交付された事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、交付決定の内容を変更しようとするときは、補助金交付決定変更申請書（様式第 4 号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 補助対象事業の目的、実施箇所又は実施主体に重大な変更がある場合は、当該変更は認めないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請が適当であると認めたときは、補助金交付決定変更承認通知書（様式第5号）により交付決定事業者に対して通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 補助金の交付の決定の取消しについては、補助金規則第19条の規定によるものとする。

2 市長は前項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 補助金の返還については、補助金規則第20条の規定によるものとする。

（実績報告）

第14条 交付決定事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 事業収支決算書（様式第7-1号）
- (3) 補助対象事業の実施に要した経費の領収書の写し又はこれに類する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額確定通知等）

第15条 市長は、前条第1項の報告書の提出があったときは、当該内容を審査し、当該報告の内容が交付決定の内容に適合していると認めるときは、交付決定額を上限として補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）（以下「交付額確定通知書」という。）を当該交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付時期及び請求）

第16条 交付決定事業者は、前条の規定により確定した額について、補助金交付請求書（様式第9号）に交付額確定通知書（様式第8号）の写しを添付し、市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（状況報告）

第17条 市長は、補助金規則第12条の規定により、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対し、事業等の遂行に関する報告を求めることができる。

（関係書類の保存期限）

第18条 当該申請に係る関係書類の保存期間は、10年間とする。

(補則)

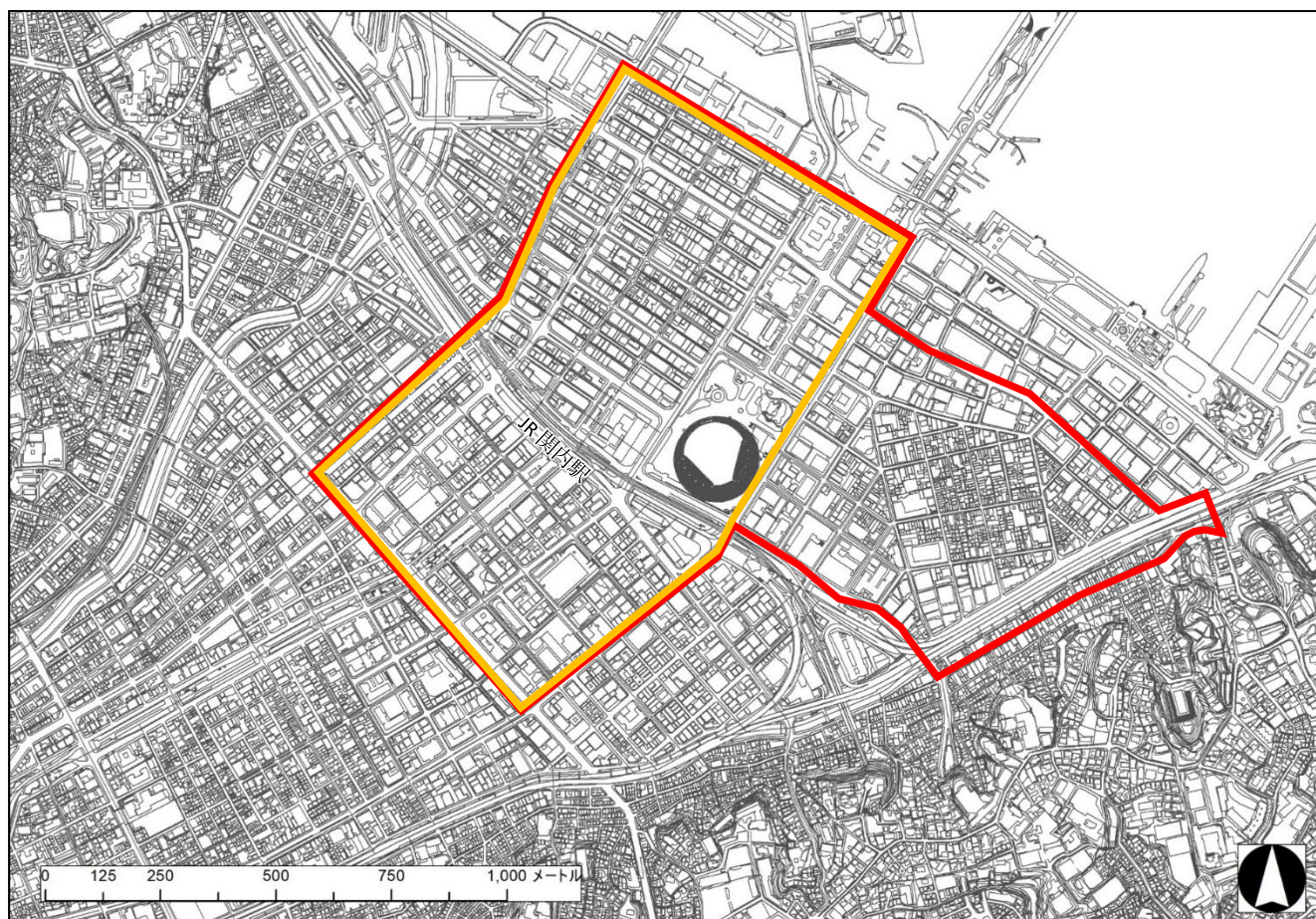
第19条 市長は、補助金等の交付に関し、この要綱に定めるもののほか、関連法令及びその他関係通達等に定めるところにより行わなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

【別図】



- : 都市再生整備計画 関内・関外地区（Ⅱ期）の区域
- : 滞在快適性等向上区域

横浜市長

住 所 _____
申請者 _____
代表者名 _____
担当者・連絡先 _____

横浜市まちなかウォークブル推進事業

補助金交付申請書

横浜市まちなかウォークブル推進事業補助金の交付を受けるため、横浜市まちなかウォークブル推進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ _____ . ー

※1,000 円未満切り捨て

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 1－1 号）
- (2) 収支予算書（様式第 1－2 号）
- (3) 事業内容が具体的に確認できる資料（実施検討書、企画書等）【任意資料】

3 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

- ☐ 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還すること。
 - ☐ 本申請書を含めて提出する書類に虚偽の記入や偽りが無いこと。
 - ☐ 補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力すること。
 - ☐ 補助事業の実施にあたっては、国、都道府県その他の地方公共団体又は本市の補助金を、同一経費に併用しないこと。

事業計画書

（横浜市まちなかウォークブル推進事業）

1 事業の名称	
2 実施場所（滞在快適性等向上区域内）	
3 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日	
4 実施体制	
構成員	主な役割
（例） A 社	（例）全体コーディネート及び警察・関係機関協議
（例） B 社	（例）敷地内の屋外広場及び前面道路を活用した飲食物の提供
5 事業概要（※） （実施内容・公共空間の活用法について記入してください）	
6 事業の目的・効果（※） （にぎわい創出・回遊性向上への寄与、継続性・将来展開の可能性等について記入してください）	

※別途、実施検討書、企画書等の書類を添付いただくことで、記入に代えることができます。
その場合、「別添資料のとおり」と記載してください。

令和 8 年度横浜市まちなかウォークブル推進事業

収支予算書

[支出の部]

(単位：円)

科 目		予 算 額	摘 要
補助対象	会場設営費		
	広告宣伝費		
	業務委託費		
	補助対象 計(A)		
その他経費			
	計		
総事業費			

※摘要欄には、主な内容（委託内容、積算根拠等）を記載してください。

※税抜金額で算定してください。

[収入の部]

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
自己資金		
収入（協賛金・売上金等）(B)		(見込み)
交付申請額(C)		1,000円未満切り捨て
計		

※交付申請額(C) ≤（補助対象(A)－収入(B)）×1/2であることを確認してください。

※本事業により収入（協賛金、売上金等）が見込まれる場合は必ず記載してください。

（申請者）

様

横浜市長

横浜市まちなかウォーカブル推進事業

補助金交付決定通知書

年 月 日に横浜市まちなかウォーカブル推進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請がありましたエリア価値向上整備事業の費用に係る補助金の交付については、同要綱第 10 条第 1 項の規定により次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 交付決定額

¥ _____ . 一

2 支払時期

同要綱第 16 条第 1 項に規定する請求を受けた日から 30 日以内

3 交付条件

（1）この補助金は、エリア価値向上整備事業の実施のために使用し、他に流用しないください。

（2）補助対象事業について、申請した事業計画を遵守してください。

（3）次のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を返還すること。

ア 横浜市まちなかウォーカブル推進事業補助金交付要綱又は補助金の交付申請の内容に違反したとき

イ 虚偽の申請、報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき

ウ 補助の目的に反して補助金を使用したとき。

（4）この補助金の活用状況について、必要があると認められた場合は、調査し又は報告を求めることがあります。

（5）補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 10 年間、補助事業に係る関係書類を保管してください。

担 当：

TEL：

E-mail：

様式第 3 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市まちなかウォークブル推進事業

補助金不交付決定通知書

年 月 日に横浜市まちなかウォークブル推進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請がありましたエリア価値向上整備事業の費用に係る補助金については、交付しないことを決定しましたので通知します。

不交付の理由

担 当：

TEL：

E-mail：

年 月 日

横浜市長

住 所 _____
申請者 _____
代表者名 _____
担当者・連絡先 _____

横浜市まちなかウォークブル推進事業

補助金交付決定変更申請書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた横浜市まちなかウォークブル推進事業補助金について、次のとおり、交付決定の変更を申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び要綱を遵守します。

1 変更内容

変更する事項	変更前	変更後	備考

※様式第 1 号の添付書類に準じて書類を作成し、添付すること。交付決定額を変更しようとするときは、変更前を上段（ ）として、変更後の内容を下段に記載すること。

2 変更申請理由

（具体的かつ詳細に記載すること）

様式第 5 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市まちなかウォークブル推進事業

補助金交付決定変更承認通知書

年 月 日に横浜市まちなかウォークブル推進事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により申請がありました変更内容については、次のとおり（次の条件を付けて）承認しましたので通知します。

1 変更承認内容

変更項目	承認（決定）内容		備考 (交付決定額の増減額等)
	変更前	変更後	

（2 条件）

（必要に応じて記載すること）

担 当：

T E L：

E-mail：

様式第 6 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市まちなかウォークブル推進事業

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した補助金については、次のとおり交付決定を取り消すことに決定したので、横浜市まちなかウォークブル推進事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

1 交付決定額

¥ _____ . ー

2 取消の理由

担 当：

TEL：

E-mail：

年 月 日

横浜市長

住 所 _____
申請者 _____
代表者名 _____
担当者・連絡先 _____

横浜市まちなかウォーカブル推進事業

実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた次の事業について、横浜市まちなかウォーカブル推進事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により関係書類を添えて報告します。

1 交付決定情報 (1) 事業名： (2) 交付確定申請額： _____ 円（※1,000 円未満切り捨て） (交付決定額 : _____ 円)
2 事業の実施結果 (1) 実施期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (2) 実施場所： (3) 実施内容（※） (要綱第 5 条第 1 項各号に該当する事業であることが確認できるように記入してください。) (申請時から事業内容に変更がある場合には、変更内容・変更理由を記入してください。)
3 事業の成果・効果（※） (にぎわい創出・回遊性向上への寄与、継続性・将来展開の可能性等について記入してください。)
4 添付書類 ・事業収支決算書（様式第 7－1 号） ・契約書・領収書・見積書等の写し又はこれに類する書類

※別途、実施報告書、図面・写真等の書類を添付いただくことで記入に変えることができます。
その場合、「別添資料のとおり」と記載してください。

横浜市まちなかウォークブル推進事業

事業収支決算書

[支出の部]

(単位：円)

科 目		決 算 額	摘 要
補助対象	会場設営費		
	広告宣伝費		
	業務委託費		
	補助対象 計(A)		
その他経費			
	計		
総事業費			

※摘要欄には、主な内容（委託内容等）を記載してください。

※税抜金額で算定してください。

[収入の部]

(単位：円)

科 目	決 算 額	摘 要
自己資金		
収入（協賛金・売上金等）(B)		
交付確定申請額(C)		1,000円未満切り捨て
計		

※本事業による収入（協賛金、売上金等）があった場合は必ず記載してください。

様式第 8 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

（報告者）

様

横浜市長

横浜市まちなかウォークブル推進事業

補助金交付額確定通知書

年 月 日に横浜市まちなかウォークブル推進事業補助金交付要綱第 14 条の規定により報告がありましたエリア価値向上整備事業の費用に係る補助金の交付額については、同要綱第 15 条の規定により確定しましたので通知します。

交付確定額

¥ _____ . ー

担 当：

TEL：

E-mail：

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

（あて先）
横浜市長

住 所 _____
請求者 _____
代表者名 _____
担当者・連絡先 _____

横浜市まちなかウォークブル推進事業

補助金交付請求書

年 月 日 第 号で交付額確定通知のありました横浜市まちなかウォークブル推進事業の補助金を請求します。

1 補助金交付請求額

¥ _____ . ー

2 添付書類

交付額確定通知書（様式第8号）の写し

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
銀 行		支 店	
信用金庫		出張所	
預金種別	普通 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

※ 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。

請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者名」欄の右に押印のうえ、次に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

請求者 _____

代表者名 _____ 印